広報

きたかた

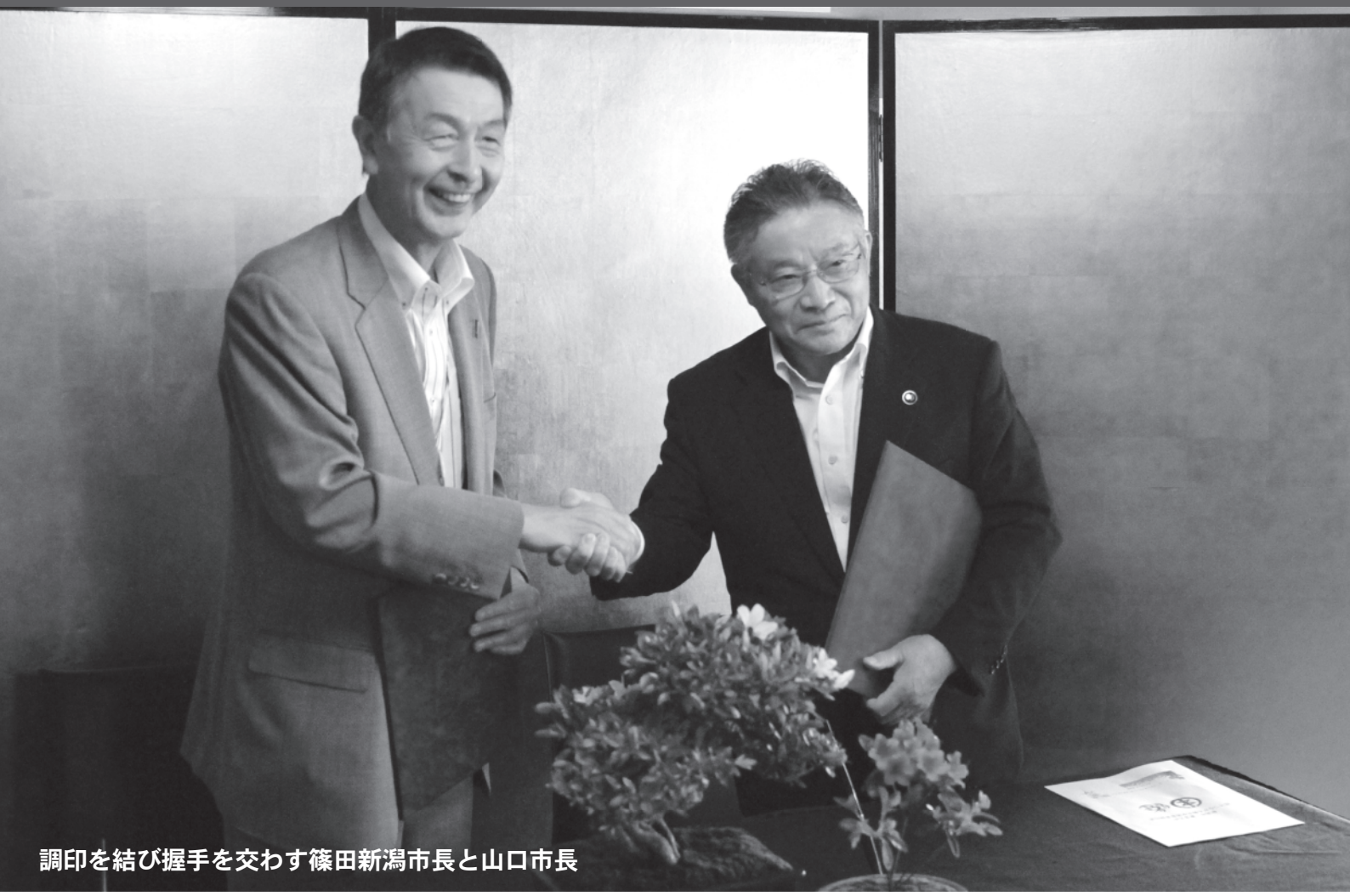
2014.7月号
No.103



今月のおもな内容

新潟市・喜多方市 花でつながる交流宣言……②
防災・減災 補助事業を活用して耐震化……④
公の施設の指定管理者を募集……⑫
写真で見る地域の話題……⑭
子ども・子育て新制度、
喜多方市乾杯条例意見募集……⑲

新潟市と喜多方市
花でつながる観光交流を宣言

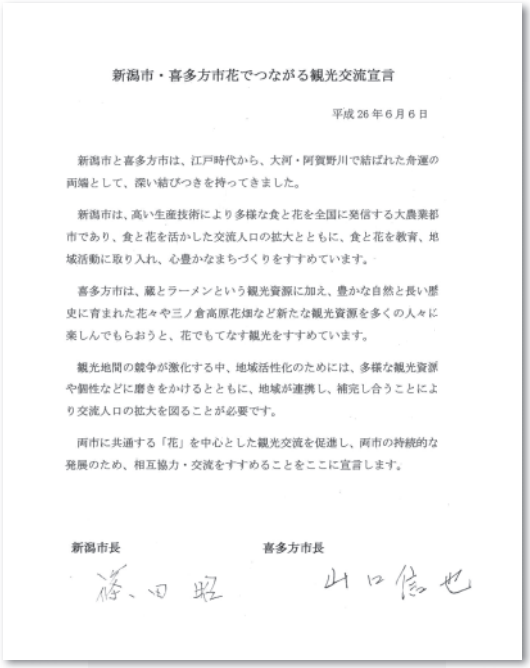


調印を結び握手を交わす篠田新潟市長と山口市長

6月6日(金)喜多方蔵の里において、新潟市との「花でつながる観光交流宣言」に調印しました。

この宣言は両市に共通する「花」を中心とした観光交流を促進し、両市の持続的な発展のため、相互協力・交流を進めるものです。

今後、両地域を結ぶ首都圏からの回遊ツアーや外国人旅行者が楽しめる広域観光圏づくりなどでの連携、両市役所や観光施設などに互いのパンフレットを置き、観光イベントへの共同出展も企画していきます。



新潟市・喜多方市花でつながる観光交流宣言

平成26年6月6日

新潟市と喜多方市は、江戸時代から、大河・阿賀野川で結ばれた舟運の両端として、深い結びつきを持ってきました。

新潟市は、高い生産技術により多様な食と花を全国に発信する大農業都市であり、食と花を活かした交流人口の拡大とともに、食と花を教育、地域活動に取り入れ、心豊かなまちづくりをすすめています。

喜多方市は、蔵とラーメンという観光資源に加え、豊かな自然と長い歴史に育まれた花々や三ノ倉高原花畑など新たな観光資源を多くの人々に楽しんでもらおうと、花でもてなす観光をすすめています。

観光地間の競争が激化する中、地域活性化のためには、多様な観光資源や個性などに磨きをかけるとともに、地域が連携し、補完し合うことにより交流人口の拡大を図ることが必要です。

両市に共通する「花」を中心とした観光交流を促進し、両市の持続的な発展のため、相互協力・交流をすすめることをここに宣言します。

新潟市長　篠田昭

喜多方市長　山口信也

春の叙勲　受章者



旭日双光章

手代木　康一さん(76歳)

手代木さんは、昭和39年に医師免許を取得して以降50年に亘り整形外科医として診察を続け、地域医療の発展に貢献されました。喜多方医師会理事を経て、同会長を平成12年から6年間務められました。



旭日双光章

手代木　洋次さん(70歳)

手代木さんは、昭和58年から旧塩川町議を6期、合併後、喜多方市議1期、通算24年議員を務められ、平成7年から平成15年の2期に亘り旧塩川町議会議長を務められました。



瑞宝単光章

峯岸　衞さん(65歳)

峯岸さんは、昭和45年に熱塩加納村消防団に入り、42年間に亘り地域の防火・防災に尽力され、喜多方市消防団副団長、第二支団支団長を歴任されるなど、消防力向上に努められました。

定住希望者のサポーター・田舎暮らしを応援します
第三期　喜多方市定住コンシェルジュの皆さん

喜多方市に定住することを希望する方々の不安や悩みを解消し、サポートする、喜多方市定住コンシェルジュの皆さんをご紹介します。(敬称略)

問 喜多方市産業部観光交流課グリーン・ツーリズム推進室
☎(24)5237



▼金親丈史(かねおやたけし)
・秋田県秋田市出身　熊倉町在住
・食育に力を注ぐ喜多方市への移住を考え平成十七年度より移住。
・総合建築業
・三津谷煉瓦窯再生プロジェクトメンバーです。



▼土井康子(どいやすこ)
・福島県会津坂下町出身 熊倉町在住
・定年後ふるさとの自然とふれあいながら人生を過ごしたく喜多方市へ移住。おぐにの郷、そばの里でそば打ちに魅了されております。



▼佐々木あすか(ささきあすか)
・東京都杉並区出身 熱塩加納町在住
・絵を描くにあたって、仕事場を得るのが都心では難しく、地方に居を構えたいという希望も持っていたため喜多方市へ移住。
・画家



防災・減災

あなたの家は大丈夫ですか?

実際に被害にあってからでは手遅れです・・・

こうなる前に補助事業を活用して耐震化を進めましょう

ステップ1　耐震診断(木造住宅耐震診断者派遣事業)

市では地震に強い安全なまちづくりを目指して、一定条件を満たす住宅を対象に、国と県の支援を受けて、耐震診断者を派遣する事業を行っています。先着順となりますので、お早めにお申込みください。

○対象となる建築物

市内に存し、所有者が自ら居住する住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅(3階建て以下)。　※過去に当該事業により耐震診断を受けた住宅は、対象外となります。

○申込者の自己負担金　診断1件につき6,000円

○申込方法　申込書に付近見取図及び建築確認通知書の写し(又は概略平面図)を添えてお申込ください。詳しい要件や手続きについてはお問い合わせください。

○受付期間　平成26年10月31日(金)まで

※なお、予定件数に達し次第、締め切らせていただきます。

ステップ2　万が一耐震基準を満たさなかったら(木造住宅耐震改修支援事業)

市では地震に強い安全なまちづくりを目指して、一定条件を満たす住宅を対象に、国と県の支援を受けて、耐震改修に係る工事費の一部を補助する事業を行っています。

○対象となる建築物

市内に存し、所有者が自ら居住する住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅で、平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさない建築物。

また、補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの。

○補助金額

(1)一般耐震改修工事:耐震改修工事費の1/2以内(限度額1,000,000円)
(2)簡易耐震改修工事:耐震改修工事費の1/2以内(限度額600,000円)
(3)部分耐震改修工事:耐震改修工事費の1/2以内(限度額600,000円)
※各耐震改修工事の耐震基準についてはお問い合わせください。

○申込方法

補助金交付申請書に必要書類を添えてお申込ください。
なお、詳しい要件や手続きについてはお問い合わせください。
※工事着手後の申請は出来ませんので、必ず工事着手前に申請してください。

問 申 建設課 建築住宅係☎(24)5246

有害鳥獣対策本部を設置



今年はクマの出没情報が相次いでおり、また、山菜採りの方がクマに襲われ重傷を負う事故が起きました。

去る6月1日に「喜多方市有害鳥獣対策本部」を設置し、猟友会や警察署など関係機関と連携を図りながら、パトロールや広報活動などを通じて被害の軽減に努めます。

クマを目撃した場合や痕跡を見つけた場合には、生活環境課や各総合支所住民課へご連絡ください。

また、ヤブや林など危険な場所には近づかないようにし、被害にあわないよう十分ご注意ください。

問 生活環境課 環境推進班☎(24)5261または各総合支所住民課

市民課・総合支所住民課窓口での手続きQ&A

窓口延長について

Q 何時まで開いているのですか。毎日延長しているのですか。

A 平日の夜7時まで延長しています。

曜 日	延長している場所
月曜日	塩川総合支所
火曜日	本庁（税務証明も可）、高郷総合支所
水曜日	熱塩加納総合支所
木曜日	山都総合支所
金曜日	本庁（税務証明も可）

Q どうして、延長の時に住所の異動届や国民健康保険の異動届ができないのですか。

A 窓口延長をしている課は、戸籍・住民基本台帳及び税証明担当だけのため、市民課で受け付けたことに伴う各課の作業や問い合わせができないためです。ご了承願います。

このほか、住民基本台帳ネットワーク関係の手続き（住民基本台帳カード、公的個人認証、住民票の広域交付）も時間内の手続きとなります。

印鑑登録について

Q 以前、印鑑登録した登録証を紛失してしまいました。どうしたら良いでしょうか。

A 登録証の亡失届を提出し、登録を抹消してください。

印鑑証明書が必要な場合は、改めて登録をする必要があります。本人確認の書類（即日交付は、運転免許証・住民基本台帳カード等の官公署が発行した写真入り証明書が必要）と登録する印鑑をお持ちになり、窓口においで下さい。登録料は250円です。

問 市民課 市民窓口班☎(24)5225
または各総合支所住民課
市民サービス班

後期高齢者医療制度



被保険者の皆さんへ

被保険者証が更新されます

被保険者証の有効期限が平成26年7月31日(木)となっていますので、8月からの保険証を7月末までに特定記録郵便で郵送します。

今までお持ちの被保険者証は、8月以降に市役所へ返却してください。

保険料の通知をお送りします

前年所得額が確定後、8月13日ごろに保険料額および納付方法に関する通知をお送りします。

保険料の納付方法は原則として特別徴収(年金からの天引き)となりますが、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合などは特別徴収できないため、普通徴収(納付書による納付)となります。

◆口座振替の利用　普通徴収の場合「口座振替」が利用できますので、希望する方でまだ手続きをしていない場合は口座のある金融機関で手続きをしてください。

※国保税を口座振替で納付していた場合でも、後期高齢者医療保険料は新たに口座振替依頼が必要です。

※特別徴収を中止し口座振替へ変更することもできますので、金融機関での口座振替手続きとともに、市役所へ「保険料納付方法変更申出書」を提出してください。

◆保険料の納付時期

仮徴収（※1）			本徴収（※2）		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

普通徴収の納期限

第1期	第2期	第3期	第4期
9月1日	9月30日	10月31日	12月1日
第5期	第6期	第7期	
1月5日	2月2日	3月2日	

(※1)仮徴収…前々年中の所得額により算出した暫定の保険料額

(※2)本徴収…前年中の所得額により算出した確定保険料額から仮徴収した分を差し引いた保険料額

保険料率など

●所得割…8・19パーセント

●均等割…41700円

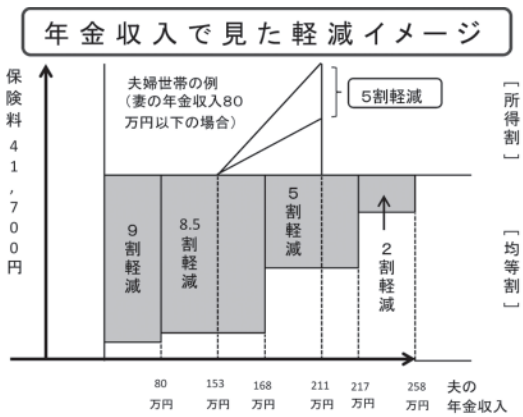
確定年保険料限度額57万円

◆保険料の算出方法　所得割額＝賦課のもととなる所得金額(※3)×所得割率8・19／100＋均等割額41700円

※3　賦課のもととなる所得金額＝前年度中の所得額−33万円

保険料の軽減措置があります

世帯内の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額に応じて均等割額が軽減されます(2割・5割軽減基準の拡大)。また、住民税の課税所得額が58万円以下の方の所得割額の軽減についても継続されます。



負担割合の見直しがあります

毎年8月に前年中の所得額に応じて負担割合の見直しがあります。当初3割負担と判定(同一世帯内で住民税の課税所得額145万円以上の被保険者がいる場合)された方は、収入額が一定基準額以下の場合には負担割合が変更になることがあります。該当すると思われる方には別に通知しますので、指定の期限までに申請してください。

◆申請時に必要なもの　被保険者証、印鑑、前年中の収入額がわかる書類(確定申告書などの写し)

限度額適用・標準負担額減額認定証について

住民税非課税世帯の被保険者が、万一高額な診療を受ける場合に食事代の減額や医療費を自己負担限度額までとすることができる認定証を発行しますので、該当する場合は申請してください。すでに認定証をお持ちの方は、有効期限が7月31日(木)までですので更新の通知を送付します。必要な方は申請してください。

※交付を受けた認定証を病院窓口に提示しなかった場合や更新をしなかった場合、高額療養費は支給されますが、食事代の差額は減額されませんのでご注意ください。

◆申請時に必要なもの　被保険者証、印鑑

問 申 保健課 国保医療係☎(24)5224または各総合支所住民課 市民サービス班

国民健康保険加入者の皆さんへ

●「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」はお持ちですか？

高額な診療を受ける入院の際に、あらかじめ申請することにより、所得に応じて病院窓口で医療費および食事代の負担が自己負担限度額までになります。

◆新たに交付が必要な方

○限度額適用認定証(70歳未満の方で住民税課税、上位所得者世帯の方)…医療費の一部負担が自己負担限度額までとなります。

○限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯の方)…医療費の一部負担金および入院時の食事代が自己負担限度額までとなります。

※国保税に未納がある方には交付できない場合がありますので、ご相談ください。

◆現在認定証の交付を受けている方

平成25年8月以降に認定証の交付を受けている方の有効期限は、7月31日(木)※となっています。現在も国保の資格をお持ちの方には、7月下旬に郵送にて更新のご案内をしますので、8月以降も引き続き認定証の交付が必要な方は、8月1日(金)以降に申請してください。

なお、平成27年1月から70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額の見直しに伴い、認定証の区分も変更されます。そのため、8月1日以降に発行する認定証の有効期限は12月31日(水)となります。平成27年1月以降の認定証については、12月下旬に新しい認定証を送付します。

※75歳の誕生日を迎える方などについては有効期限が異なります。

◆申請時に必要なもの

認定証が必要となる方の国民健康保険証、高齢受給者証(高齢受給者の方)

※限度額適用・標準負担額減額認定証(低所得者Ⅰ以外の方)の交付を受けていた期間の入院日数が90日を越える場合には、その確認ができる証書(領収書など)

問 保健課 国保医療係
☎(24)5224または各総合支所住民課 市民サービス班

70歳から74歳の皆さんへ

◆「高齢受給者証」が更新されます。

【更新対象者】

誕生日が昭和14年8月2日～昭和19年7月1日の方

新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送しますので、古い高齢受給者証は8月1日以降にすみやかに市民課、保健課または各総合支所住民課の窓口までご返却ください。

8月以降の負担割合は、平成26年度住民税の所得により再判定する結果に基づきます。

※昭和19年4月1日以前が誕生日の方の負担割合は「2割(特例措置により1割)」または「3割」となります。

※昭和19年4月2日以降が誕生日の方の負担割合は「2割」または「3割」となります。

◆7月2日以降に70歳の誕生日を迎えられる方

【昭和19年7月2日以降が誕生日の方】

※高齢受給者証は該当する月の前月末までに郵送しています。

○70歳の誕生日が1日の方…誕生月から該当

○70歳の誕生日が1日以外の方…誕生月の翌月から該当

26年度国民健康保険税の税率改正のお知らせ

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額と一定所得以下世帯の減額基準所得が改正となります。

●課税限度額の見直し

後期高齢者支援金分に係る課税限度額を16万円(現行14万円)に、介護納付金分の課税限度額を14万円(現行12万円)に引き上げます。

税率	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	備考
所得割額	7.67%	2.03%	1.66%	据え置き
資産割額	15.20%	3.80%	4.00%	据え置き
均等割額	20,200円	5,400円	5,800円	据え置き
平等割額	20,300円	5,500円	6,200円	据え置き
課税限度額	510,000円	160,000円	140,000円	改正あり

●減額基準所得の見直し

一定所得以下世帯の均等割額および平等割額の減額措置を拡大するため、5割減額および2割減額の対象となる世帯の減額基準所得を改正します。

改正前(平成25年度まで)

減額基準所得額(世帯主と国保加入者の前年中所得の合計)	減額割合
33万円＋(世帯主を除く国保加入者数＋特定同一世帯所属者数※)×24万5千円以下の世帯	5割
33万円＋(国保加入者数＋特定同一世帯所属者数※)×35万円以下の世帯	2割

改正後(平成26年度から)

減額基準所得額(世帯主と国保加入者の前年中所得の合計)	減額割合
33万円＋(国保加入者数＋特定同一世帯所属者数※)×24万5千円以下の世帯	5割
33万円＋(国保加入者数＋特定同一世帯所属者数※)×45万円以下の世帯	2割

※後期高齢者医療制度の適用により国保を脱退した方で、脱退日以降も継続して同一の世帯に属する方

問 税務課 市民税係
☎(24)5217または各総合支所 住民課 市民サービス班

酒は、百薬の長？

考えてみましょう。お酒との上手な付き合い方



お酒は、良友？それとも悪友？

酒どころ喜多方に住む私たちにとって、お酒との付き合いは日々の生活に浸透している大切な文化でもあります。適量であれば、ストレス解消になったり、心臓病のリスクを減らしたりすることができる、心強い味方でもあります。

しかし、一方で、過度の飲酒は肝臓病や糖尿病、がん、うつ病、アルコール依存症など、健康に重大な悪影響を及ぼします。

過度の飲酒＝脂肪肝!!

過度の飲酒は、肝細胞に中性脂肪がたまって肝臓が腫れるアルコール性脂肪肝を招きます。すぐに禁酒すれば回復しますが、さらに多量飲酒を続けると、肝炎や肝硬変、肝臓がんなどを引き起こし、身体や生命に重大な影響を及ぼします。

適量を知ろう

「健康日本21」では、「適正飲酒」は、1日平均純アルコールで約20グラム程度であると言われています。

1日あたりの適量の目安
（純アルコール20g換算）


ビール
中ビン１本（500ml）


日本酒
１合（180ml）


ワイン
グラス２杯（240ml）


ウイスキー
ダブル１杯（60ml）

まずは適量の飲酒を心がけること、そして週に2日は休肝日を設けることも必要です。

また、お酒の強さには個人差があります。一般的に、男女差や年齢差、体格差などでアルコールを分解する能力も変わります。

お酒が苦手な方に無理やり飲酒を勧めることのないようにしましょう。

適正飲酒の10か条

一　談笑し楽しく
　飲むのが基本です
二　食べながら
　適量範囲でゆっくりと
三　強い酒 薄めて
　飲むのがおススメです
四　つくろうよ週に二日は休肝日
五　やめようよ
　きりなく長い飲み続け
六　許さない他人への
　無理強いイッキ飲み
七　アルコール
　薬と一緒は危険です
八　飲まないで妊娠中と授乳期は
九　飲酒後の運動 入浴 要注意
十　肝臓など定期検査を忘れずに

出典　アルコール健康医学協会

肝炎ウイルス検診のお知らせ

今年度40歳になる方を対象に肝炎ウイルス検診を実施しています。

ウイルス性肝炎は国内最大級の感染症と言われていますが、感染に気づかない方が多くいると言われています。ぜひ、この機会に検診を受けましょう。



●対象者　今年度40歳になる方（平成27年3月31日時点での年齢）

●検査内容　B型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルスに感染していないか検査します。

●検査方法　採血による血液検査

●受診方法

①6月中に、対象者の方へ郵送にて健診案内と問診票兼受診券を送付しています。

②受診券に同封された案内を参考に集団検診及び施設検診（医療機関）どちらかで受診ください。なお、受診する際は必ず問診票兼受診券をお持ちください。

※41歳以上の方で過去にそれ相当する検診を受けたことがなく（市の肝炎検診及び市の人間ドック等）受診

を希望する方は保健課または各総合支所住民課までお申込みください。

問 保健課 健康班☎(24)5223または各総合支所住民課

食中毒にご注意を！

食中毒が発生しやすい時期になりました。食中毒は、その原因となる細菌やウイルスが食べ物に付着し、体内へ侵入することによって発生します。

食中毒を防ぐためには、細菌などを食べ物に「**つけない**」、食べ物に付着した細菌を「**増やさない**」、「**やっつける（殺菌する）**」という3つのことが原則となります。

①つけない【清潔】

食品や調理器具、手指などに食中毒の原因菌・ウイルスをつけない



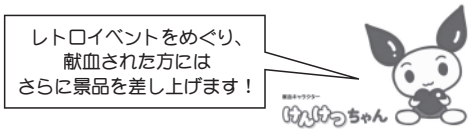
②増やさない【迅速】

冷蔵庫等で食品をしっかり保存して食中毒の原因菌・ウイルスを増やさない

③やっつける【加熱・冷却】

食品の加熱や調理器具の殺菌を徹底して食中毒の原因菌・ウイルスをやっつける

献血キャンペーンを開催します



～7月は愛の血液助け合い運動月間

●**日時**　7月20日（日）
午前9時30分～午後4時30分

●**場所**　レトロ横丁会場
（喜多方腎泌尿器クリニック駐車場）

献血で救われる命があります

近年は特に若者の献血離れが問題となっています。今後、少子高齢化社会が進んでいく中、献血を支えていくために必要な献血量が足りなくなる恐れがあります。若年層の協力はもちろんのこと、各年代層で必要な献血量を支えあっていきましょう。

特に400ml献血にご協力を

多人数の献血者（200ml献血）からの輸血を受けるより、少人数の献血者（400ml献血）からの輸血のほうが、副作用などが起きる確率が軽減され安全性が向上します。医療機関においても、90%以上が400ml献血の血液製剤を求めています。輸血を受ける患者さんを思いやる400ml献血にご協力をお願いします

ほっと☆きらり通信





喜多方市 地域・家庭医療センター
「ほっと☆きらり」
センター長　武田　仁

食物アレルギーの予防に重要な、赤ちゃんのスキンケア

みなさんこんにちは、今回は食物アレルギーの話です。食物アレルギーとはある特定の食物を食べた際に、じんま疹や嘔吐・腹痛などの過敏反応を起こしてしまう状態です。ひどい場合には命にかかわることもあります。食物アレルギーの多くは子どもの成長とともに治っていきますが、大人になってもアレルギーが残る場合もあります。

最近注目されているのが、赤ちゃんの頃の皮膚の状態と食物アレルギーの関係です。以前から、赤ちゃんの頃に湿疹ができていた子どもは、その後に食物アレルギーになりやすいことが知られていました。特に卵、牛乳、ピーナッツアレルギーではこの傾向が強く、また赤ちゃんに湿疹ができた時期が早いほど、その後に食物アレルギーになる可能性が高いとされています。

なぜ赤ちゃんに湿疹があると食物アレルギーになりやすいのでしょうか？私たちが普段生活している環境には、目に見えない小さな食物のかけらがいたるところに存在しています。この小さな食物のかけらは、皮膚が正常な場合には何の害も起こしません。しかし湿疹がある状態では皮膚のバリア機能が失われており、こうした食物のかけらが皮膚を通り抜けて体の中に入ってきてしまいます。すると、体内の免疫細胞はこの食物を外敵と勘違いしてしまい、食物に対してアレルギー反応が起きるようになるらしいのです。

赤ちゃんの湿疹を防ぐためには、毎日のスキンケアが大事です。赤ちゃんの体を触ってかさついたところがあれば、沐浴後に市販の保湿剤を使ってスキンケアを行い、乾燥が湿疹にならないようにしましょう。乾燥の範囲が広い場合や、湿疹がある場合には、皮膚科医や小児科医に相談して、肌をしっかり治療しておくことがお勧めです



～真夏の水上運動会～ 喜多方シティレガッタ参加者募集

ようこそ ボートと太古のロマンあふれる高郷へ！



今年で7回目を迎える喜多方シティレガッタを開催します。

漕手4名、舵手1名のナックルフォアによるレースです。5人集まれば初心者の方でも参加できる競技です。

夏休みの思い出に、ご家族、友人、職場の皆さんと喜多方シティレガッタにチャレンジしてみませんか。

また、大会前にはボート体験教室を開催します。初心者の方を中心に丁寧に指導しますのでぜひご参加ください。

◆**日程**　8月3日(日)

◆**会場**　県営荻野漕艇場特設コース(500メートル)

◆**種目**　ナックルフォア(オールは主催者側で準備します)

◆**参加料**　各種目3000円

※中学生の部は無料です。

◆**申込方法**　申込書に必要事項を記入し、参加料を添えて、7月16日(水)まで申し込んでください。

競漕種目

種　目	クルー編成
一般男子 一般女子	漕手4人の合計年齢が140歳未満
シニア男子 シニア女子	漕手4人の合計年齢が140歳以上200歳未満
マスターズ男子 マスターズ女子	漕手4人の合計年齢が200歳以上
アスリート男子 アスリート女子	漕手4人の年齢、経験者の人数は問わない(現役ボート部員の出場可)
ミックス	漕手2名以上が女性　年齢制限なし
中学生男子 中学生女子	舵手付き4人スカル、漕手4人が中学生ナックル艇(片手漕ぎ)での参加可

※詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お尋ねください。

問 申 高郷総合支所 教育課 ☎0241(44)2263

「ボート体験教室」を開催します

初めての方、経験者、喜多方シティレガッタへ参加する方、どなたでも無料で参加できます。5人一組での申し込みとなりますが、1人からでもご相談に応じます。



◆**日程**　7月6日(日)・13日(日)・27日(日)

いずれの日も午前9時～正午

◆**会場**　県営荻野漕艇場

◆**準備品**　帽子、タオル、水分、上履き(ズック)など

※詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お尋ねください。

問 申 高郷総合支所 教育課 ☎0241(44)2263

第41回東北総合体育大会ボート競技の開催について

東北6県の代表が集まり東北総合体ボート競技が開催されます。市民の皆さんのご来場お待ちしています。

◆**日程**　7月18日(金)～20日(日)

◆**会場**　県営荻野漕艇場

問 申 高郷総合支所 教育課 ☎0241(44)2263

「ニュースポーツ教室」を開催します

スポーツの振興と健康増進を図るため、ニュースポーツ教室を開催します。

年齢・体力に関係なく、どなたでも気軽に楽しめますのでぜひご参加ください。

◆**開催日時**

7月22日(火)・8月18日(月)・9月16日(火)

いずれの日も午後7時～8時30分

※全部の回に参加する必要はありません。

◆**場所**　押切川公園体育館

◆**講師**　市スポーツ推進委員

◆**種目**　スポーツ吹き矢　ほか

◆**参加料**　無料

※事前の申し込みは不要です。

問 生涯学習課 スポーツ振興係 ☎(23)2116

喜多方市・美作市サッカー交流事業

本市と美作市サッカー交流事業の一環として、6月15日(日)、新潟県新発田市五十公野公園陸上競技場で行われた、なでしこリーグ公式戦「岡山湯郷ベル対アルビレックス新潟レディース戦」において、市内小中学生を対象に試合観戦応援者を募集し、岡山湯郷ベルチームの応援を行いました。本事業に参加した子どもたちは、チームから贈られた応援グッズを手に大きな声援を送りました。



問 生涯学習課 スポーツ振興係
☎(23)2116

平成26年度福島県スポーツ少年団会津支部表彰式

5月28日(水)会津若松市役所栄町第二庁舎において、平成26年度福島県スポーツ少年団会津支部表彰式が行われました。この表彰は永年にわたるスポーツ少年団への指導活動や団の活動実績に対する表彰であり、本市からも指導者4人および2団体が表彰されました。受賞者は次のとおりです。(順不同)

◆**功労賞(個人)**
大場満さん(けやきソフトボールスポ少)
松崎勝美さん(喜多方空手スポ少)
大川原敏男さん(塩川ビクトリーバレースポ少)
長澤勝幸さん(喜多方第一バスケスポ少)

◆**優良団体賞**
高郷剣道スポーツ少年団
塩川ビクトリーバレーボールスポーツ少年団

問 (公財)喜多方市体育協会(押切川公園体育館内)☎(23)0771

勤労青少年ホーム教養講座「浴衣の着付け講座」受講生募集

1回限りの浴衣の着付け講座を開催！これからの季節に向けて、浴衣の着付けをマスターしよう！



◆**日時・内容**
7月14日(月)…「浴衣の着付け」午後7時～9時
◆**講師** 津田 立子先生
◆**費用** 無料
◆**準備物** 浴衣道具一式
◆**参加対象** 18歳以上35歳までの喜多方市在住の方、もしくは通勤されている方。
◆**定員** 10人
◆**申し込み** 7月11日(金)まで募集、なお定員になり次第締め切ります。
※詳しくはお尋ねください。

問 申 勤労青少年ホーム
☎(22)1403

少年の主張喜多方市大会

市内の小中学生が社会や世界に向けて考えていること、学校や地域、友人や家族との関わりの中で感じていることなど、少年らしい自由で素直な感性で意見を堂々と発表します。多くの市民の皆さんのご来場をお待ちしています。



◆**日程** 8月4日(月)
◆**会場** 喜多方プラザ小ホール
◆**内容** 小学生17人、中学生11人が発表します。この他に「家庭の日ふれあい標語」作品の表彰式を予定しています。
※詳しくはお尋ねください。

問 生涯学習課 生涯学習係
☎(23)2115

福島県社会教育研究集会の開催について

県内の社会教育委員及び社会教育関係者を対象に県社会教育研究集会が喜多方プラザ文化センターを会場に開催されます。

東北芸術工科大学の松田道雄教授を講師に迎え、近年急速になくなりつつある地域社会の小さな店(駄菓子屋)から子ども達が多様な人付き合いや社会のルールなどを学ぶ「だがしや楽校」運動の講演を行います。どなたでもお気軽に参加できますので、是非お聞きください。

◆**開催日時** 8月28日(木)
午後1時20分～
◆**会場** 喜多方プラザ大ホール
◆**参加料** 無料

問 生涯学習課 生涯学習係
☎(23)2115

公の施設の指定管理者を募集します



市では、平成27年3月31日で指定管理者の指定が満了する施設について、平成27年4月1日からの管理運営などを行うため、公募により次の公の施設の指定管理者を募集します。

指定管理者は、市に代わって公の施設の管理運営などを行うもので、民間事業者やその他の団体が議会の議決を経て指定管理者となることができます。

●申請資格要件

各施設所管課に備え付けまたは市ホームページに掲載の募集要項をご覧ください。

●募集期間　6月27日(金)～7月31日(木)

●指定管理者の選定および指定

応募のあった団体の中から、申請書類の審査により指定管理者候補団体を選定し、市議会の議決(12月定例市議会)を経て指定管理者として指定します。その後、市と指定管理者とで管理業務に関わる細目についての協議を行い、平成27年3月に管理業務に関する協定を締結します。

●申請書類提出先および問合せ先

各施設所管課に提出またはお問い合わせください。

指定管理者を募集する施設

No.	施設名	所管課	電話番号
1	高齢者生産活動センター	高齢福祉課	24-5230
2	慶徳デイサービスセンター		
3	蔵の里	観光交流課	24-5243
4	都市農山村交流施設(おぐに交流の郷)		24-5237
5	厚生会館・中央公民館分館	教育総務課	23-2111
6	都市公園運動施設(押切川公園体育館・押切川公園野球場・押切川公園スポーツ広場・押切川公園自由広場)・市民プール・ひばりが丘球場	生涯学習課	23-2116
7	図書館	文化課	24-3821
8	美術館		
9	農林業振興施設(ひめさゆり浪漫館)	熱塩加納総合支所産業課	36-2115
10	農林業振興施設(三ノ倉高原ふれあいの森・エアパーク三ノ倉高原・熱塩加納体験交流センター山小屋くらら)・三ノ倉スキー場		
11	飯豊とそばの里センター(そば資料館・ふれあい館・ふるさと館・そば伝承館)・山都農林水産物集出荷貯蔵施設・山都そば乾燥調整加工施設・森林活用環境施設山都宿泊施設・温泉保養施設(山都温泉保養センターいいでのゆ)	山都総合支所産業課	38-3831
12	山都林業総合センター		
13	山都森林スポーツ公園(基盤整備施設・林産施設・教育運動施設・休養休憩施設・森林保護施設・管理施設)		
14	高郷地域活性化センター(そでやま夢交流館)	高郷総合支所産業課	0241-44-2114
15	温泉保養施設(高郷温泉保養施設ふれあいランド高郷)		
16	カイギュウランドたかさと	高郷総合支所教育課	0241-44-2263

※No.5、No.6、No.10、No.11、No.13、No.14・15の施設については、一括して管理することができる指定管理者を募集します。

総合型地域スポーツクラブ

ひめさゆりくらぶ

理事長 沢井　安昭さん・事務局 平林ひろ子さん

にお話を伺いました。



総合型地域スポーツクラブ　ひめさゆりくらぶ
平成20年2月29日設立
会員数60名(平成26年6月1日現在)
運動やレクリエーション、自然環境の中での体験活動、地域に伝わる文化・伝承に親しむ文化づくりや各種スポーツイベントの開催を通じて子どもから高齢者まで気軽に集まれる場所を提供している

※総合型地域スポーツクラブとは…幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ

現在の活動内容

誰でも参加しやすいスポーツの場を提供するとともに、運動を通じてまちづくり、世代間交流を図っています。

〝スポーツは文化〟との考えを基に、〝きてみっせ！みてみっせ！やってみっせ！〟を合言葉に地域の活性化を最終目標として活動をしています。

昨年からは熱塩加納体育館に事務局を構え、クラブを運営する環境も少しずつ整ってきました。

ひめさゆりくらぶの特色

ひめさゆりくらぶの特色は、多種多様な事業に取り組みながらも、ゆるやかな雰囲気の中で活動しているところにあります。

このことが、長く、そして楽しく続けるコツかもしれません。これまで地道な活動を続けてきましたが、その甲斐もあり、口コミなどで会員は徐々に増えてきています。

ひめさゆりくらぶは、参加者の地域や年齢の定めはなく、間口を広く受け入れています。まずは気軽に参加してもらい、運動を始めるきっかけになればと考えています。

「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに取り組むことができる機会や環境を提供し、世代を越えて地域住民の方々の交流を図るコーディネーターとしての役割を担っていきたいと思います。

活動を通じて伝えていきたいこと

多様化する社会のなか、与えられているスポーツや文化では興味がわかなくなってきていると感じます。「自分たちでやりたいことを見つけて活動していく」このことが大事だということをクラブの活動を通じて伝えていきたいです。

また、昔自分たちが子どもだったころ、様々な遊びの中で、自分たちでルールを決めたり、上の子は下の子の面倒を見たり、また下の子は上の子からたくさんのことを学びました。

昔当たり前であったことを今の子どもたちにも経験させてあげたいと思います。子どもたちには限りない可能性があるので、それを見出し、伸ばしていくとともに、夢を持って何事にも取り組んでほしいと思います。

今後の展望

今後は、ＮＰＯ法人の取得を目指しています。このことにより、活動の幅を広げ、より充実したクラブ運営を目指したいと思います。また、内部指導者の養成やノウハウを磨き、参加者を増やしていきたいと考えています。

地域や人々の交流を広め「まちづくり」「仲間づくり」「人づくり」を見据えて活動を展開していければというのがひめさゆりくらぶの願いです。

「ひめさゆりくらぶ」さんありがとうございました。スポーツを通じて地域交流の場を提供しているひめさゆりくらぶの活動は市のホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

問 企画政策課 政策推進班 ☎(24)5208